

香美町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、香美町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。
  - (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関すること。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、子ども・子育て会議が必要と認める事項
- 2 子ども・子育て会議は、前項各号に規定する事項に関し、自ら調査審議して町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 法第6条第2項に規定する保護者
  - (4) 公募に応じた者
  - (5) その他子ども・子育て会議の運営上、町長が必要と認める者
- 3 前項第4号に掲げる委員は、町内に住所を有する者から選出する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、第3条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。